

2008 年日本政府年次報告（案）
工業及び商業における労働監督に関する条約（第 81 号）
（2006 年 6 月 1 日～2008 年 5 月 31 日）

1 質問 I について

- ・「クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）」を「クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）」に改める。
- ・「特定化学物質等障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）」を「特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）」に改める。
- ・「高気圧障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）」を「高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）」に改める。
- ・「酸素欠乏症防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）」を「酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）」に改める。

また、以下の法律を新たに追加する。

- ・石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）

2 質問 II について

(1) 各条への報告

(第 3 条)

- ・「鉱山保安法第 3 章」を「経済産業省設置法第 21 条」に改める。
- ・「経済産業省設置法第 4 条、第 20 条」を「鉱山保安法第 3 条」に改める。
- ・「鉱害の防止等に関する事務を行っている」を「鉱害の防止等に関する監督を行っている」に改める。

(第 4 条)

- ・「労働基準監督署（343 署及び 4 支署）」を「労働基準監督署（322 署及び 4 支署）」に改める。

(第 5 条)

- ・「中央鉱山保安協議会」を「鉱山保安協議会」に改める。

(第 9 条)

- ・「労働省の附属機関として産業安全研究所及び産業医学総合研究所」を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」に改める。
- ・「産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所」を「労働安全衛生総合研究所」に改める。
- ・「産業安全研究所法第 3 条及び独立行政法人産業医学総合研究所法第 3 条」を「労

働安全衛生総合研究所法第11条」に改める。

・「鉱務監督官には、鉱業に綿密な関係を有する技術を有する者から任用を行っている。」を「鉱務監督官には、鉱業に密接な関係を有する技術を有する者から任用を行っている。」に改める。

(第10条)

労働監督官の数は、本条各号の事項を十分考慮して決定されている。

2008年3月31日現在において、専門技術者を含む労働基準監督官3,874人が配置されており、各都道府県別の配置数は下表のとおりである。

都道府県別労働基準監督官数(2008年3月31日現在)

北海道	156	東京	345	滋賀	42	香川	45	
青森	52	神奈川	162	京都	88	愛媛	53	
岩手	50	新潟	90	大阪	253	高知	39	
宮城	64	富山	50	兵庫	159	福岡	131	
秋田	48	石川	51	奈良	39	佐賀	40	
山形	46	福井	41	和歌山	47	長崎	54	
福島	76	山梨	37	鳥取	34	熊本	54	
茨城	83	長野	87	島根	37	大分	46	
栃木	71	岐阜	82	岡山	69	宮崎	46	
群馬	70	静岡	118	広島	101	鹿児島	49	
埼玉	122	愛知	190	山口	73	沖縄	42	
千葉	101	三重	66	徳島	35	本省	40	
							合計	3,874

鉱務監督官については、2008年1月1日現在137人であり、各地区別の員数は下表のとおりである。

地区別	現在員数	地区別	現在員数
北海道	20	中国	14
東北	17	四国	8
関東	21	九州	19
中部	13	那覇	5
近畿	12	本省	8
		合計	137

(第14条)

- ・「鉱山保安規則第1条」を「鉱山保安法第41条」に改める。

(2) 条約勧告適用専門家委員会からのダイレクトリクエストについて

- ・〔パラグラフ1〕条約8条について

(回答)

工業及び商業における労働監督に関する条約(第81号)第7条において、「労働監督官は、国内の法令で定める公務員の採用に関する条件に従い、その任務の遂行に必要な資格を特に考慮して採用しなければならない。」とされており、これを受けて他の国家公務員採用試験とは別に、労働基準監督官採用試験を実施し人材を確保しているところである。また、労働基準監督官採用試験に合格した者については条約第8条の規定に則り、男女の区分けなく採用しているところである。

特に、女性監督官を確保するために、採用募集パンフレットに労働基準監督署等に勤務する女性監督官の勤務内容やメッセージを掲載する等の措置を講じており、近年、採用者数に占める女性の割合は増加傾向にある。

なおILO第81号条約においては、女性監督官の数について「労働力の性別分布に応じた採用」を求める規定は存在せず、そのようなことを実施する計画については、考えていない。

- ・〔パラグラフ2〕条約20条について

(回答)

労働基準監督官年報は2005年分については2006年に、2006年分については2007年に送付済みである。

- ・〔パラグラフ3〕及び質問Vについて

(回答)

就業形態の多様化等の変化の中でも適正な労働条件が保たれるよう適切に監督行政を実施している。

3 質問Ⅲ、Ⅳについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

4 質問Ⅵについて

本報告の写しを送付した代表的労使団体は、下記のとおりである。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会